

障害者相談支援体制整備の取組み (基幹相談支援センター・地域生活支援拠点等)

令和8年3月26日

令和7年度 第2回仙台市障害者自立支援協議会

■ 基幹相談支援センターについて ■

1. 事業概要

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、従来の支援体制では対応が難しい支援困難ケースへの確実な介入と継続的な支援を確保することを目的として設置するもの。
- 本市では、令和2年度に仙台市障害者基幹相談支援センター(以下、「基幹」という)を市直営で設置。令和6年10月から、(社福)ありのまま舎に業務を委託し、下記業務に取り組んできた。

□ 総合的・専門的な相談支援の実施

－ 地域における中核的な相談機関として、支援者支援により相談支援体制を強化していくために相談支援事業所等が対応する支援困難ケースを重点対象とした共同支援に取り組む。

□ 地域の相談支援体制の強化の取組み

－ 相談支援事業所等との関わりの中で、支援者の抱えている支援実施上の課題を把握し、各種研修等を企画・実施することにより、人材育成や支援の質の向上に取り組む。

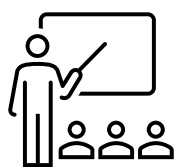
□ 自治体と協働した協議会の運営等による地域づくりの取組み

－ 仙台市障害者自立支援協議会(以下「自立協」という。)等の各種会議体への参画等を通じて、多様な分野・領域の関係機関との連携の緊密化及び協働の促進に取り組む。

2. 令和7年度の特徴的な取組み

- 計画相談支援・障害児相談支援(以下「計画相談支援等」という。)がより利用しやすい環境を整備するため、自立協における令和6年度時点の暫定的な課題整理に基づく、先行的な取組みとして「指定特定相談支援事業所運営研修・個別相談会」を実施。
- 基幹相談支援センターの業務の一環として、(一社)宮城・仙台障害者相談支援従事者協会の協力のもと下記の通り実施した。

— 計画相談支援等への新規参入に係る研修・個別相談会 —

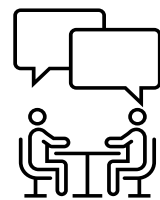


- ▶ 障害福祉サービス事業所を対象に計画相談支援等への新規参入を促進するため、集合研修を実施

【主な研修内容】

- ・計画相談支援等の制度について(支援の流れや報酬体系等)
- ・指定特定のサポートについて(基幹の取組み)
- ・計画相談支援等の開設・運営等の実践報告
- ・新規指定手続きの流れについて

20事業所
28名参加



- ▶ 計画相談支援等への新規参入に係る事業所の個別の疑問や課題に応じるため、個別相談会を実施

【主な相談内容】

- ・安定した収益を得るにはどのような取組みが考えられるか
- ・立上げにあたって法人内の人員配置の困難さ
- ・相談員1人の1ヶ月当たりの平均利用者数はどの程度なら独立採算可能になるか など

9事業所
参加

— 指定特定の事業運営の改善に係る研修・個別相談会 —



- ▶ 指定特定相談支援事業所を対象に事業運営の改善のため、集合研修を実施

【主な研修内容】

- ・業務効率化について
- ・報酬算定と体制整備について
- ・支援力向上やネットワーク形成について
- ・加算算定のポイントについて

35事業所
46名参加



- ▶ 指定特定の事業運営に係る個別の疑問や課題に応じるため、個別相談会を実施

【主な相談内容】

- ・担当者会議に係る関係者のスケジュール調整の困難さ
- ・支援経験が浅く、緊急のケースが発生した場合の対応への不安
- ・職員のキャリア形成やモチベーションの向上に係る取組みの不足 など

5事業所
参加

3. 令和8年度の取組みの方向性

(1) 指定特定相談支援事業所支援力向上研修

- 計画相談支援等の充実に向けた新たな取組みの内、標記研修については、自立協より基幹が中心となり、主任相談支援専門員と協働し行う旨意見が示されており、基幹の地域の相談支援体制の強化の取組みの一環として実施する。

(2) 指定特定相談支援事業所運営等支援事業との連携

- 今年度の新たな取組みである計画相談支援等への新規開設の促進および指定特定の事業運営の改善を目的とした研修・個別相談会については、「指定特定相談支援事業所運営等支援事業」として機能を強化することとし、新たな事業の担い手(選定方法の詳細は整理中)と今年度事業により蓄積したノウハウや受講者のニーズ等を共有するとともに、計画相談支援等の充実に向け事業間連携を図る。

■ 地域生活支援拠点等について ■

1. 事業概要

- 地域生活支援拠点等(以下「拠点」という。)は、障害者の重度化・高齢化や親なき後を見据え、緊急時の対応等を担う機能であり、本市では、モデル期間を経て、令和3年度より事業を本格実施(受託者(特非)全国コミュニティライフサポートセンター)。
- 拠点においては、障害者自立支援協議会の提言に基づき「緊急受入れ体制の面的整備」を重点的な課題として、下記の通り取り組んできた。

- 緊急受入れに係る相談対応・受入れ先の調整
- 緊急用居室の確保
- 緊急受入れ先となり得る短期入所事業所等の訪問・ネットワーク形成
- 拠点実践報告会における緊急受入れに係る技術等の伝達 など

- これまでの取組みを通じ、拠点の役割や必要性等に関する理解は一定浸透してきたと考えられる。緊急受入れ体制をより体系的に整備する観点から、緊急受入れ先となり得る短期入所事業所等の協力を得るため、個別具体的なアプローチを検討する必要がある。

2. 令和7年度の特徴的な取組み（指定短期入所事業所を対象とした調査）

- 現在拠点になされている緊急受入れに係る相談傾向等を踏まえると、短期入所の受入れに一定の余力があること、（経験の有無を問わず）新規ケースの緊急受入れに前向きな意向を有していること等が協力を得るために必要と考えられる。
- 緊急受入れの体制整備に協力可能性がある事業所を把握するため、市内の短期入所事業所を対象に以下の通りアンケート調査を実施した。

□ 調査名

指定短期入所事業所を対象とした緊急受入れに関するアンケート調査

□ 対象数

市内の短期入所事業所 80ヶ所

□ 実施期間

令和7年10月28日～12月3日

□ 質問項目(全36問)

短期入所事業の実施状況(形態、定員、支援対象、支援内容、利用条件 等)

緊急受入れの実施状況(緊急受入れ実績、緊急受入れの意向、受入れ促進のため解決を要する問題 等)

2. 令和7年度の特徴的な取組み（指定短期入所事業所を対象とした調査）

- 回答事業所数 44事業所(回答率55.0%)

- 回答事業所の内訳

A群(空床有-緊急受入れの実施有-事前情報がない新規ケースの緊急受入れ有) 3(6.8%)

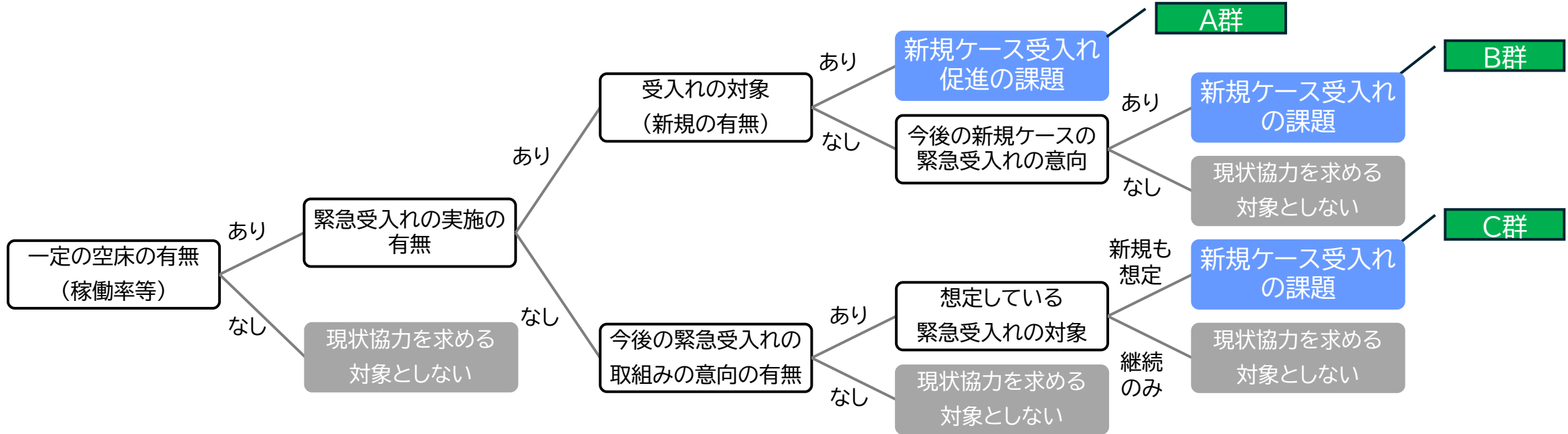
B群(空床有-緊急受入れの実施有-事前情報がない新規ケースの緊急受入れ無-今後の事前情報がない新規ケースの緊急受入れ取組み意向有) :0(0%)

C群(空床有-緊急受入れの実施無-今後の緊急受入れ取組み意向有-事前情報がない新規ケースの緊急受入れ取組み意向有) :5(11.4%)

A~C群以外:36(81.8%)

※調査結果の詳細については【参考資料2】参照

一調査による事業所選定の考え方* A~C群を緊急受入れ体制の面的整備に係るアプローチの優先的对象とする



3. 令和8年度の取組みの方向性

緊急受入れ相談・受入れ先確保

緊急受入れ中の対応

地域生活への復帰～

取組みの水平展開 効果・課題の検証



相談支援機関

- ・ 障害児者の緊急事態の把握
- ・ 拠点に緊急受入れの相談

- ・ 拠点と連携し、対象者の地域生活への復帰、再度の緊急事態発生の予防を見据えた支援体制の確保

- ・ 緊急事態の再発防止のための継続的な相談支援の実施



実践報告会

モデル的取組みを
短期入所事業所等と共有



拠点
(ひなたぼっこ)

- ・ 緊急受入れの相談対応
- ・ 協力短期入所事業所と即日～数日以内での受入れを調整
※即日受入れが困難な場合、一時的に拠点の緊急用居室で受入れ

- ・ 協力短期入所事業所の伴走支援（ケース対応の相談、必要時の関係機関とのつなぎ、対応困難時の緊急用居室での受入れ等）。拠点側からアウトリーチ等により状況確認。
- ・ 相談支援機関と支援の調整

- ・ 必要に応じて関係機関との連携のもと予防的支援の実施
- ・ 協力短期入所事業所との振り返り、フィードバック

運営会議



モデル的取組みの効果や
課題の検証、面的整備の
進め方の検討



協力短期入所
事業所(A群)

- ・ 拠点からの依頼に応じ、即日～数日以内に対象者を受入れ

- ・ 適宜拠点のサポートを受けながら、対象者への日常生活支援、アセスメントの実施

- ・ 緊急受入れに関する拠点との振り返り

- ・ A群を中心にモデル的に上記スキームによる緊急受入れの協力を求め、効果や課題を検証（調査において把握した事業所のほか、拠点のこれまでの実践において協力関係を構築した事業所も対象とする）
 - ・ C群の事業所については、緊急受入れの実績なく、調査より「緊急受入れに係る職員の不安」が解決すべき問題として示されている。より丁寧な支援が必要と考えられることから、各事業所にヒアリングを実施し、より深めて実情を把握するとともにアプローチの方向性を検討。
 - ・ モデル的な取組みについては、拠点実践報告会等の機会を捉え、短期入所事業所等と共有。また、拠点運営会議において効果や課題を検証。
- ※なお、調査において、医療的ケア児者等の支援を行う「医療型短期入所事業所」からは、医療的ケアに求められる専門性や個別性、安全性の確保等を考慮した場合、一見のケースを緊急的に受け入れるといった対応は慎重を期す必要がある旨意見が示されており、上記スキーム以外で対応を検討していく必要がある。

*参考：今後検討を要する事項

(1) 拠点として位置付けるための要件の整理

- 障害福祉サービスの報酬体系において、短期入所事業所については、拠点として位置付けられることによる加算制度が設けられているが、拠点構成機関とする具体的な要件は、各自治体に整理が委ねられている。
- 当該加算取得によるインセンティブは面的整備の後押しになると考えられ、ひなたぼっこ以外の短期入所事業所を拠点と位置付けるための要件の整理や運用の仕組み等について検討が必要である。

(2) A群～C群以外の事業所との協力やアプローチ

- 今般の整理においては、一定受入れの余力があり、且つ事前情報がない新規ケースの緊急受入れに取り組む意向を有する事業所を中心にアプローチすることとした。
- 一方で、調査においては、受け入れの余力はないものの、すでに緊急受入れを行っていたり、今後の受入れに前向きな意向を示す事業所もあり、モデル的な取組みの進捗を踏まえ、当該事業所との協力のあり方等について検討が必要である。

(3) 医療的ケア児者の緊急受入れの体制整備

- 先に述べた通り、医療的ケア児者については、ケアの特殊性や受入れの安全性を確保する観点から事前情報等がない形で緊急受入れを実施するスキームは馴染まないと考えられる。
- これまで拠点において、医療的ケア児者の緊急受入れに関する相談を受けることは極めて稀であり、当面は県市が共同実施する医療型短期入所コーディネート事業等との連携により対応していくことが現実的ではあるが、今後予定している青葉障害者福祉センターの設置と併せて、当該対象に係る緊急受け入れ体制について検討が必要である。